

## 「(仮称)奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務仕様書

### 1. 業務の名称

「(仮称)奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業

### 2. 業務の期間

契約締結日～令和6年3月29日

### 3. 業務の目的

奈良県では、令和4年度に奈良公園の文化的魅力の向上に資する方策として、奈良公園内の社寺関係者や、大学の有識者等の執筆により、奈良公園の文化に関する案内書の原稿を作成した。

本年度は上記により作成した案内書を広く周知し、最大限活用するため、書店における有償頒布用書籍及び中高生向け冊子を制作する。

### 4. 業務内容

#### (1) 有償頒布用書籍の制作

- ① 別紙1「(仮称)奈良公園高度な案内書」の原稿にもとづき、有償頒布用の書籍を制作する。
- ② 書籍は表紙回りに加え、本編は176ページ程度、オールカラー、B5版程度で持ち運びしやすいサイズとする。
- ③ メインターゲットは奈良公園に訪れたまたは訪れる予定の、歴史文化に興味のある層とし、販売に適した題字、表紙及び地図や誌面のデザイン、その他使用する紙の種類など書籍の仕様について提案すること。
- ④ 紙媒体出版物、電子出版物の両方を制作すること。

#### (2) 中高生向け冊子の制作

- ① 別紙1「(仮称)奈良公園高度な案内書」の原稿にもとづき、中高生向けの冊子(修学旅行生等を主たる対象とするもの)を制作する。
- ② 冊子は16ページ以上、オールカラー、B5版程度で持ち運びしやすいサイズとする。その他、使用する紙の種類など冊子の仕様については冊子の内容等にふさわしいものを提案すること。
- ③ イラストなどを活用し、修学旅行で奈良公園を訪問する高校生、中学生を目で引き込みつつ、内容は知的好奇心を刺激するものとする。

#### (3) (1)(2)共通業務

- ① 制作にあたっては別紙2「執筆者一覧」の各執筆者と連絡調整を行い、原稿について必要な修正等を行うこと。
- ② 制作にあたっては適宜奈良県と打ち合わせを実施すること。
- ③ 使用する写真、イラスト等については、適切に使用許諾等を得ること。
- ④ 歴史的事象の誤りも含め適切に校正を実施すること。
- ⑤ イラスト等の使用にあたっては適切に時代考証を経たものを使用すること。

## 5. 成果品及び納品期限

- (1) 奈良県との打ち合わせ記録
- (2) 「(仮称)奈良公園高度な案内書」有償頒布用書籍
  - ① 印刷、製本したもの5部  
(なお、別紙3「出版契約案」に基づき有償頒布用に印刷したものから別途300部を奈良県へ献本する必要があるので留意すること)
  - ② PDF形式データ(低解像度、高解像度)  
(内部資料に利用するため、編集不可能に変換したもの)
- (3) 「(仮称)奈良公園高度な案内書」中高生向け冊子
  - ① 印刷、製本したもの 5,000部
  - ② PDF形式データ(低解像度、高解像度)  
(WEB掲載や内部資料に利用するため、編集不可能に変換したもの)
- (4) 納期限  
令和6年3月29日  
納品場所は、いずれも奈良県文化振興課とする。

## 6. 実施計画書の提示及び業務の進捗管理

- (1) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、契約後1週間以内に業務の実施計画書(実施内容及び作業工程表を含む)を作成・提出し、奈良県の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託事業者は、奈良県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、奈良県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を奈良県に逐次報告するほか、必要に応じて奈良県と打ち合わせを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度奈良県の指示を受けて処理すること。
- (5) 受託事業者は、奈良県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、奈良県からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

## 7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、奈良県に譲渡するものとし、著作権譲渡に関する経費は、見積金額に含めること。
- (2) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託事業者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (3) 受託事業者は、奈良県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

## 8. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

## 9. 「(仮称)奈良公園高度な案内書」の有償頒布

全国に奈良公園とその周辺を形成する文化を発信し、奈良公園の文化的魅力を向上させるという目的を達成するため、受託者は奈良県と出版契約を締結し、「(仮称)奈良公園高度な案内書」の複製及び有償頒布を行うこと。

有償頒布は、紙媒体出版物と電子出版物のいずれも実施すること。紙媒体出版物は、初版5,000部以上とし、価格等は上記目的を考慮した上で適切な価格設定とすること。なお、有償頒布のための費用(印刷費、販売促進費、流通に供するための手続きに必要な経費等(別紙3「出版契約案」に基づき奈良県へ献本する300部の分を含む))は、本業務の委託費に含めず、本業務の受託者が負担すること。

出版時の書籍の仕様は、4(1)で定めるものと同内容とすること。

出版契約は別紙3「出版契約案」を元に、奈良県と受託事業者協議のうえ締結する。

## 10. 貸与資料

奈良県が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託事業者に貸与するものとする。受託事業者は奈良県の指示に従い、借用書を奈良県に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を奈良県に返却しなければならない。

## 11. 秘密の遵守等

受託事業者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、奈良県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。奈良県より貸与された資料及び成果品については、受託事業者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 12. 情報セキュリティに係る特記事項

受託事業者は、本業務実施にあたり、別紙4の情報セキュリティに係る特記事項を遵守すること。

## 13. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1)奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2)本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

- ① 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
- ② 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

- ③ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ④ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3)本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

#### 14. その他

- (1)個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2)本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (3)本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項を遵守すること。
- (4)本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、奈良県、受託事業者協議の上、定めるものとする。